

一般財団法人大阪府タウン管理財団大阪北摂霊園清掃・除草等管理他業務の委託について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので公告する。

平成29年3月1日

一般財団法人大阪府タウン管理財団
理事長 矢追 武

条件付一般競争入札説明書（入札公告）

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称
大阪北摂霊園清掃・除草等管理他業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書等（入札資料4）による
- (3) 履行期間
平成29年6月1日から平成32年5月31日まで
- (4) 履行場所
大阪北摂霊園内（箕面市栗生間谷、豊能郡豊能町高山、茨木市泉原）

(5) 施設概要

ア 霊園敷地総面積	98.37ha
イ 霊園内最大高低差	約200m
ウ 委託対象施設等	
①芝生墓域管理	
・純墓所面積	9,352 m ²
②一般墓域管理	
・純墓所面積	80,455 m ²
③階段墓域管理	
・純墓所面積	30,080 m ²
④諸施設管理	
・休憩所周辺歩路面積	1,123 m ²
・建物周辺緑地面積	2,141 m ²
⑤道路等管理	
・道路延長	8,068m
・駐車場等面積	15,802 m ²
⑥樹木管理	
・生垣	34,604 m ²
・低木	973 m ²
⑦墓域外緑地管理	
・緑地面積	9,450 m ²
⑧その他管理	
・門扉等個所数	11カ所
・水汲場数	183カ所

(6)業務委託内容

- ア 清掃・除草等管理業務
- イ 緊急清掃業務
- ウ 凍結防止剤散布及び除雪作業

2 入札の方法等

- (1) 本件入札は、入札書を入札箱に投入する方法（いわゆる「紙入札」）により行う。
- (2) 本件入札は、あらかじめ予定価格を公表して行う。

予定価格は、金235,303,000円（36ヶ月分）（消費税及び地方消費税額を除く）とする。

- (3) 本件入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設ける。

最低制限価格は、金198,831,000円（36ヶ月分）（消費税及び地方消費税額を除く）とする。

3 入札参加資格

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当すると認められる者（次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するために行う監督又は検査の実施に当たり当財団職員の職務の執行を妨げた者
 - (エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (オ) 前記(ア)から(エ)までの一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 大阪府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 平成29・30年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「土木施設維持管理業務（種目コード041）」、「公園（種目コード043）」、「草地管理（種目コード050）」、「樹木管理（種目コード051）」の4種目全てに登録をされている者であること。
- (7) この公告の日において、平成29・30年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されている入札参加者の所在地が次の地域内にある者であること。
- 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
- (8) 次のア又はイのいずれかに該当する者（主任技術者）が役員（個人事業主にあっては代表者）に就任していること又は主任技術者を常時雇用していることを証明した者であること。
- ア 「土木施設維持管理業務（種目コード041）」に登録されている者
建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1上欄に掲げる土木一式工事に関する同法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
- イ 「樹木管理（種目コード051）」に登録されている者
建設業法別表第1上欄に掲げる造園工事に関する同法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
- (9) この公告の日において、過去2年間に国又は地方公共団体等の公的機関（当財団を含む）と上記(6)のいずれかの種目業務の委託契約を2件以上履行完了した実績を有していること。
- (10) この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相

当する期間を経過したと認められる者を除く。)

4 入札参加資格確認申請手続

(1) 入札参加資格確認申請書及び入札説明書等を次のとおり交付する。

ア 交付期間

平成29年3月1日(水)から同年3月16日(木)午後5時まで

イ 交付方法

当財団ホームページにおいて、希望者がダウンロードすることにより交付する。

URL (<http://www.osaka-town.or.jp/tender.html>)

(2) 入札参加資格確認申請書類

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格の有無の審査を受けるため、次に掲げる書類(以下「入札申請書類」という。)を4-(3)の期限までに提出し、確認を受けなければならない。

(ア) 「条件付一般競争入札参加資格確認申請書」(様式第1号)

(イ) 3-(8)の資格にかかる主任技術者調書(様式第2号)

(ウ) 3-(9)の委託契約に係る「契約(取引)実績等調書」(様式第3号)

(エ) 3-(9)の委託契約に係る契約書及び仕様書の写し又は「契約(取引)実績に係る証明書」(様式第4号)

(オ) 返信用封筒(「入札参加資格審査結果通知書」送付用)

※定形封筒に送付先を明記し、切手82円分を貼付すること。

イ 提出期限までに入札申請書類を提出しなかった者及び入札参加資格があると認められなかった者は、この入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格審査の結果は、平成29年3月24日(金)に申請者に対して電話連絡するとともに、同日付で「入札参加資格審査結果通知書」を郵送する。

エ この資格の有効期限は、資格を付与されたときから、本件入札により契約者が決定される日までとする。

オ 入札申請書類の作成費用は申請者の負担とし、提出された入札申請書類は返却しない。

(3) 入札申請書類の提出期間

平成29年3月1日(水)から同年3月16日(木)まで

(4) 入札申請書類の提出方法

郵送(一般書留若しくは簡易書留)又は宅配便を利用することとし、提出期限は平成29年3月16日(木)午後5時までとする。

(5) 入札申請書類の提出場所及び問い合わせ先

提出場所

〒565-0874 大阪府吹田市古江台四丁目119

一般財団法人大阪府タウン管理財団 千里事業本部

管理部 霊園管理室 入札担当

問合せ先

大阪北摂霊園管理事務所(電話 072-739-0291・0292)

※当財団りんくう本部ではありません。

5 入札に関する質問と回答

仕様内容に関する質疑応答は、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 平成29年3月1日(水)から同年3月16日(木)午後5時まで
- (2) 質問方法 「質問書」(様式第5号)に記載し、下記までFAXを送信すること。
一般財団法人大阪府タウン管理財団 千里事業本部
管理部 霊園管理室
(FAX 06-6871-3392)
- (3) 回答日 平成29年3月24日(金)午後2時頃(予定)
- (4) 回答方法 入札参加資格者全員に対し、回答書をFAXで送信する。

6 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年3月30日(木)午後2時
- (2) 場所 大阪府吹田市古江台四丁目119
一般財団法人大阪府タウン管理財団 千里事業本部
千里北センタービル(ディオス1番館)3階 パーティールーム

7 入札の方法

- (1) 入札参加資格者は、「入札実施要綱」(入札資料1)及び「入札心得」(入札資料2)を遵守すること。
- (2) 入札書は持参するものとし、所定の「入札書」(様式第6号)により入札を行うこと。
- (3) 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの「委任状」(様式第7号)を持参し、提出すること。
- (4) 入札書の記載方法
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、契約期間(36ヶ月分)総額の金額(税抜き)が入札書記載金額となる。
- (5) その他、入札に際しては、すべて当財団職員の指示に従うこと。

8 入札保証金

入札保証金は、入札実施要綱第12条の規定に該当する場合は免除する。

9 入札の無効

期限までに入札申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにこの条件付一般競争入札説明書(入札公告)、入札実施要綱及び入札心得において示した入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、当財団により入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において「3」の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

当財団が定めた予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者

のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書の作成

契約書案（入札資料3）に基づき作成する。

12 契約の締結

本件入札は、平成29年度予算の執行であることから、入札心得第16条第1項ただし書きを適用し、平成29年4月1日以降、同年4月11日以前に契約の締結を行うものとする。

13 誓約書の提出

落札者は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、契約締結時までに当財団へ提出しなければならない。誓約書を提出しないとき、当財団は契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者については、大阪府へ通知する。（ただし、契約金額が500万円未満の場合は提出不要）

14 契約保証金

(1) 落札者は、契約保証金を納めなければならない。

ア 納付期日

契約締結の日

イ 納付場所

大阪府吹田市古江台四丁目119

一般財団法人大阪府タウン管理財団 千里事業本部 管理部 総務課

(2) 上記にかかわらず、入札心得及び契約書の定めるところにより、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

入札額の積算及び契約金額の支払に関する補足説明事項

入札額の積算について

本業務委託は、「清掃・除草等管理業務」、「緊急清掃業務」、「凍結防止剤散布及び除雪作業」の3業務で構成されています。

積算にあたっては、3業務の各直接委託費を合算のうえ諸経費を算定してください。

なお、「緊急清掃業務」及び「凍結防止剤散布及び除雪作業」の直接委託費の積算に当たっては、当該業務が随時作業であることから、それぞれ履行期間中の基準数量を設定しています。

契約金額の支払について

契約金額は、入札額（税抜額）に消費税額を加算した額としますが、契約締結時に発注者が定めた年度別業務別支払率に基づき年度別契約金額内訳書を作成、提出していただきます。

支払方法は、「清掃・除草等管理業務」については、発注者が設計書に基づいて算出した月別支払率を平成29年度～平成32年度契約金額内訳書額（「清掃・除草等管理業務」）に乗じた額と受注者からの毎月の出来高報告書とを対比確認し、月払とします。

また、「緊急清掃業務」及び「凍結防止剤散布及び除雪作業」については、平成29年度～平成31年度契約金額内訳書額（「緊急清掃業務」及び「凍結防止剤散布及び除雪作業」）と基準数量から作業単価を算定し、作業実績を月ごとにとりまとめ、該当月の出来高報告書とを対比確認し、月払とします。

なお、「緊急清掃業務」及び「凍結防止剤散布及び除雪作業」の契約金額については、基準数量と作業実績とに過不足が生じた場合には精算の対象とします。

※「緊急清掃業務」及び「凍結防止剤散布及び除雪作業」は秋季（概ね9月～11月）及び冬季（概ね12月～翌年3月）における業務であることから、平成32年度（4月～5月）は業務対象年度としていません。